

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第4条第1項
許可等の種類	動力漁船の建造、改造の許可
法令の定め	漁船法第4条第1項 船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船（長さ十メートル未満のものを除く。以下この章において同じ。）を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第三号に該当する場合にあつては農林水産大臣の許可を受け、その動力漁船が第二号又は第四号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地（改造の場合にあつては、その改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。
審査基準	「動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日告示第1091号）」のとおりとする。
標準処理期間	総期間 20日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 11 月 1 日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第 4 条第 1 項
許可等の種類	動力漁船以外の船舶の転用の許可
法令の定め	漁船法第 4 条第 1 項 船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船（長さ十メートル未満のものを除く。以下この章において同じ。）を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第三号に該当する場合にあつては農林水産大臣の許可を受け、その動力漁船が第二号又は第四号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地（改造の場合にあつては、その改造後の主たる根拠地）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。
審査基準	「動力漁船の性能の基準（昭和 57 年 7 月 6 日告示第 1091 号）」のとおりとする。
標準処理期間	総期間 20 日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20 日・月
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第4条第6項
許可等 の種類	許可事項変更の許可
法令の定め	漁船法第4条第6項 第一項又は第二項の許可を受けた者は、その許可に係る建造、改造又は転用について第三項第三号から第八号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、その変更につき、その許可をした行政庁の許可を受けなければならない。
審査基準	「動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日告示第1091号）」のとおりとする。
標準処理期間	総期間 20日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第6条第2項
許可等の種類	建造等をすべき期間の延長の許可
法令の定め	漁船法第6条第2項 農林水産大臣又は都道府県知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の許可を受けた者の申請により、前項第一号から第三号までの期間を延長することができる。
審査基準	「漁船建造等許可の期間延長について（平成6年10月1日6-3063号 水産庁海洋漁業部通達）」を準用する。
標準処理期間	総期間 20日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第8条
許可等の種類	工事完成後の認定
法令の定め	漁船法第8条 第四条の規定により建造又は改造の許可を受けた者は、その許可に係る動力漁船がしゅん工し、又は改造工事が完成したときは、当該漁船につき、同条第三項第三号から第八号までに掲げる事項に係る許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて、農林水産省令又は都道府県規則の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、計画総トン数五トン未満の動力漁船については、この限りでない。
審査基準	「農林水産大臣が行う漁船の認定実施要領（平成12年3月28日 12水管第698号水産庁長官通達）」に関する審査基準を準用する。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第10条第1項及び第2項
許可等の種類	漁船の登録
法令の定め	漁船法第10条第1項及び第2項 漁船(総トン数一トン未満の無動力漁船を除く。)は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければ、これを漁船として使用してはならない。 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項について記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
審査基準	「北海道漁船法施行細則(昭和26年6月6日規則第98号)」、「小型漁船登録に係る必要書類について(平成11年6月23日資管第136号)」及び「漁船登録における漁業種類の分類等について(37水生第2137号水産庁長官通達)」のとおりとする。
標準処理期間	総期間 20日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 11 月 1 日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第 13 条
許可等の種類	登録票の検認
法令の定め	漁船法第 13 条 前条第一項又は第十七条第三項の規定により登録票の交付を受けた者は、その交付の日から五年を経過したときは、農林水産省令の定めるところにより、その登録をした漁船及び登録票につき当該都道府県知事の検認を受けなければならない。検認の日から五年を経過したときもまた同様とする。
審査基準	「漁船登録検認基準について (14 水管第 281 号水産庁長官通達)」 のとおりとする。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月 (注: 休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産 (林務) 課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産 (林務) 課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産 (林務) 課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁船法
根拠条項	第17条第1項
許可等の種類	登録事項変更の登録
法令の定め	漁船法第17条第1項 第十条第一項の登録を受けた漁船の所有者は、その漁船について同条第二項第一号から第四号まで及び第八号から第十二号までに掲げる事項について変更が生じたときは、その変更が生じた日（第二項の場合にあっては同項の通知を受けた日）から二週間以内に、その変更の理由を付してその登録をした都道府県知事に対し変更の登録を申請しなければならない。
審査基準	「漁船の登録（第10条）」に関する審査基準に準ずる。
標準処理期間	総期間 20 日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20 日・月
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	小型漁船の総トン数の測度に関する政令
根拠条項	第1条第1項及び第3項
許認可等の種類	小型漁船の総トン数の測度、改測
法令の定め	小型漁船の総トン数の測度に関する政令第1条第1項及び第3項 総トン数二十トン未満の漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船（国土交通省令で定める船舶を除く。以下「小型漁船」という。）の所有者は、当該船舶を航行の用に供するときは、あらかじめ、当該船舶の所在する場所をその区域とする都道府県を統括する都道府県知事又は当該船舶の所在する場所を管轄する国土交通省令で定める行政官庁の行う船舶の総トン数の測度を受けなければならない。 3 小型漁船の所有者は、当該船舶の総トン数を変更したときは、その日から十四日以内に第一項に規定する都道府県知事又は行政官庁に対し、船舶の総トン数の測度を申請しなければならない。
審査基準	「船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年5月6日法律第40号）、「船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和56年11月10日運輸省令第47号）」、「小型漁船の総トン数の測度に関する省令（昭和28年8月31日運輸省令第46号（平成14年題名改正）」及び「小型漁船の総トン数の測度に関する政令に基づく法定受諾事務の処理基準等について（平成14年3月25日国海査第627号）」によるものとする。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 未設定 日・月 協議機関 日・月 処分期間 未設定 日・月
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第17条 第1項
許可等の種類	漁獲割当割合の設定
法令の定め	漁業法第17条第1項 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分（以下この節並びに第124条第1項及び第132条第2項第1号において「漁獲割当管理区分」という。）において当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に申請して、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに漁獲割当ての割合（以下この款において「漁獲割当割合」という。）の設定を求めることができる。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係（電話番号：内線28-361）
申請先等	水産林務部水産局漁業管理課資源管理係
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係（電話番号：内線28-361）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 漁業法施行規則
根拠条項	第21条第1項(法) 第10条第1項(省令)
許認可等の種類	漁獲割当割合の移転の認可
法令の定め	漁業法第21条第1項 漁獲割当割合は、船舶等とともに当該船舶等ごとに設定された漁獲割当割合を譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。この場合において、当該移転を受けた者は漁獲割当割合設定者と、当該移転をされた漁獲割当割合は第17条第1項の規定により設定を受けた漁獲割当割合と、それぞれみなして、この款の規定を適用する。 漁業法施行規則第10条第1項 法第21条第1項の規定による漁獲割当割合の移転を受けようとする者は、漁獲割当割合の設定を受ける船舶等ごとに、農林水産大臣又は都道府県知事に申請しなければならない。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・丹(注:休日は含まない) 経由期間 日・丹 協議機関 日・丹 処分期間 日・丹
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係(電話番号:内線28-361)
申請先等	水産林務部水産局漁業管理課資源管理係
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係(電話番号:内線28-361)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 漁業法施行規則
根拠条項	第22条第1項(法) 第13条(省令)
許認可等の種類	年次漁獲割当量の移転の認可
法令の定め	漁業法第22条第1項 年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合その他農林水産省令で定める場合に該当する場合であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。この場合において、当該移転を受けた者は年次漁獲割当量設定者と、当該移転をされた年次漁獲割当量は第19条第1項の規定により設定を受けた年次漁獲割当量と、それぞれみなして、この款及び第132条第2項第1号の規定を適用する。 漁業法施行規則第13条 第10条の規定は、法第22条第1項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可の申請について準用する。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・丹(注: 休日は含まない。) 経由期間 日・丹 協議機関 日・丹 処分期間 日・丹
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係(電話番号: 内線 28-361)
申請先等	水産林務部水産局漁業管理課資源管理係
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係(電話番号: 内線 28-361)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 漁業の許可及び取締り等に関する省令 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第57条第1項 省令第70条第1号、第2号及び第4号 省令第72条第1項第1号から第5号 規則第5条第1項
許認可等の種類	漁業の許可(漁業法第57条第1項に基づく漁業のうち取扱いを定めていない漁業)
法令の定め	漁業法第57条第1項 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。  漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号、第2号及び第4号 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。 一 中型まき網漁業 総トン数五トン以上四十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業 二 小型機船底びき網漁業 総トン数十五トン(別表第二の沖合底びき網漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあっては、総トン数二十トン)未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業 四 小型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業  漁業の許可及び取締り等に関する省令第72条第1項第1号から第5号 第七十条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業は、次のとおり区分する。 一 手繰第一種漁業 網口開口装置を有しない網具を使用して行う手繰漁業 二 手繰第二種漁業 ビームを有する網具を使用して行う手繰漁業 三 手繰第三種漁業 桁を有する網具を使用して行う手繰漁業 四 打瀬漁業 五 その他の小型機船底びき網漁業 前各号に掲げるもの以外の小型機船底びき網漁業  北海道漁業調整規則第5条第1項 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第1号から第5号まで、第7号から第9号まで、第18号から第21号まで、第28号及び第29号に掲げるものにあつては、組合員行使権者が営む組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	○北海道漁業調整規則 (許可又は起業の認可をしない場合) 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
標準処理期間	総期間 未設定 日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

	サケマス係 (電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係 (電話番号: 内線 28-416) 国際漁業係 (電話番号: 内線 28-425)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係 (電話番号: 内線 28-370) サケマス係 (電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係 (電話番号: 内線 28-416) 国際漁業係 (電話番号: 内線 28-425)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 漁業の許可及び取締り等に関する省令 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第57条第1項 省令第70条第4号 規則第5条第1項
許認可等の種類	漁業の許可(小型さけ・ます流し網漁業)
法令の定め	漁業法第57条第1項 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。  漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第4号 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。 四 小型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業  北海道漁業調整規則第5条第1項 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第1号から第5号まで、第7号から第9号まで、第18号から第21号まで、第28号及び第29号に掲げるものにあつては、組合員行使権者が営む組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	○北海道漁業調整規則 (許可又は起業の認可をしない場合) 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 ○漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 33日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 18日・月 協議機関 日・月 処分期間 15日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 国際漁業係(電話番号:内線28-425)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 国際漁業係(電話番号:内線28-425)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 漁業の許可及び取締り等に関する省令 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第57条第1項 省令第70条第1号及び第2号 規則第5条第1項
許認可等の種類	漁業の許可(中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業)
法令の定め	漁業法第57条第1項 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。  漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号及び第2号 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。 一 中型まき網漁業 総トン数五トン以上四十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業 二 小型機船底びき網漁業 総トン数十五トン(別表第二の沖合底びき網漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあっては、総トン数二十トン)未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業  北海道漁業調整規則第5条第1項 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第1号から第5号まで、第7号から第9号まで、第18号から第21号まで、第28号及び第29号に掲げるものにあつては、組合員行使権者が営む組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	○北海道漁業調整規則 (許可又は起業の認可をしない場合) 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 ○漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 20日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第57条第1項 規則第5条第1項第2号、第18号及び第19号
許認可等の種類	漁業の許可（かに固定式刺し網漁業、かにかご漁業（くりがにかご漁業を除く）及びえびかご漁業）
法令の定め	漁業法第57条第1項 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。  北海道漁業調整規則第5条第1項 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第1号から第5号まで、第7号から第9号まで、第18号から第21号まで、第28号及び第29号に掲げるものにあつては、組合員行使権者が営む組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。 (2) かに固定式刺し網漁業海面においてかに固定式刺し網により行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。） (18) かにかご漁業海面においてかにかごにより行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。） (19) えびかご漁業海面においてえびかごにより行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。）
審査基準	1 北海道漁業調整規則第10条（許可又は起業の認可をしない場合） 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 2 各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 28日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 18日・月 協議機関 日・月 処分期間 10日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係（電話番号：内線28-370）
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係（電話番号：内線28-370）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第57条第1項 規則第5条第1項第10号、第16号、第23号及び第24号
許可等の種類	漁業の許可（道外に住所を有する者が行う次の漁業～さんま棒受け網漁業、いか釣り漁業、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業）
法令の定め	漁業法第57条第1項 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。  北海道漁業調整規則第5条第1項 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第1号から第5号まで、第7号から第9号まで、第18号から第21号まで、第28号及び第29号に掲げるものにあつては、組合員行使権者が営む組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。 (10) さんま棒受け網漁業海面においてさんま棒受け網により行う漁業（オホーツク海海域において動力漁船を使用するもの及び幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を除く。）海域において総トン数10トン未満の動力漁船を使用するものに限る。） (16) いか釣り漁業海面においていか釣りにより行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。） (23) かじき等流し網漁業海面においてかじき等流し網により行う漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。第9条第1項第3号において「取締省令」という。）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域においてかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とし、総トン数10トン以上の動力漁船を使用するものに限る。） (24) いるか突棒漁業海面においているか突棒により行う漁業
審査基準	1 北海道漁業調整規則第10条（許可又は起業の認可をしない場合） 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 2 各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 58日・丹（注：休日は含まない。） 経由期間 38日・丹 協議機関 日・丹 処分期間 20日・丹
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係（電話番号：内線28-370）
申請先等	関係都府県
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係（電話番号：内線28-370）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第57条第1項 規則第5条 第1項第1号、第3号から第13号、第15号から第18号、第20号、第21号、第23号から第27号及び第30号
許認可等の種類	漁業の許可（たこ漁業、ほっけ固定式刺し網漁業、めぬけ固定式刺し網漁業、にしん固定式刺し網漁業、すけとうだら固定式刺し網漁業、たら固定式刺し網漁業、かれい固定式刺し網漁業、きちじ固定式刺し網漁業、さんま棒受け網漁業、さんま流し網漁業、はえ縄漁業、すけとうだらはえ縄漁業、きちじはえ縄漁業、いか釣り漁業、機船船びき網漁業、かにかご漁業（くりがにかご漁業に限る。）、つぶかご漁業、かご漁業（かに又はえびを対象とするかご漁業を除く。）、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業、小型まき網漁業、こぎびき網漁業、火光を利用する敷き網漁業及び潜水器漁業）
法令の定め	漁業法第57条第1項 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。  北海道漁業調整規則第5条第1項 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第1号から第5号まで、第7号から第9号まで、第18号から第21号まで、第28号及び第29号に掲げるものにあつては、組合員行使権者が営む組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。 (1) たこ漁業海面においてたこをとることを目的とする漁業（動力漁船を使用するものに限る。） (3) ほっけ固定式刺し網漁業海面においてほっけ固定式刺し網により行う漁業（幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を含む。）海域及び日本海海域において動力漁船を使用するものに限る。） (4) めぬけ固定式刺し網漁業海面においてめぬけ固定式刺し網により行う漁業（太平洋（オホーツク海を含み、日本海を除く。）海域において動力漁船を使用するものに限る。） (5) にしん固定式刺し網漁業海面においてにしん固定式刺し網により行う漁業（積丹郡積丹岬正西の線以北の日本海海域及び目梨・斜里両郡界正東の線以北のオホーツク海海域において動力漁船を使用するものに限る。） (6) すけとうだら固定式刺し網漁業海面においてすけとうだら固定式刺し網により行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。） (7) たら固定式刺し網漁業海面においてたら固定式刺し網により行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。） (8) かれい固定式刺し網漁業海面においてかれい固定式刺し網により行う漁業（動力漁船を使用するものに限る。） (9) きちじ固定式刺し網漁業海面においてきちじ固定式刺し網により行う漁業（別表第1に掲げる海域において動力漁船を使用するものに限る。） (10) さんま棒受け網漁業海面においてさんま棒受け網により行う漁業（オホーツク海海域において動力漁船を使用するもの及び幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を除く。）海域において総トン数10トン未満の動力漁船を使用するものに限る。） (11) さんま流し網漁業海面においてさんま流し網により行う漁業（幌泉郡襟裳岬正南の線以東の太平洋（オホーツク海を除く。）海域において総トン数10トン未満の動力漁船を使用するものに限る。） (12) はえ縄漁業海面においてはえ縄により行う漁業（たら、めぬけ又はさめをとることを目的とするものに限る。） (13) すけとうだらはえ縄漁業海面においてすけとうだらはえ縄により行う漁業

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

	<p>(15) きちじはえ縄漁業海面においてきちじはえ縄により行う漁業(別表第1に掲げる海域において動力漁船を使用するものに限る。)</p> <p>(16) いか釣り漁業海面においていか釣りにより行う漁業(動力漁船を使用するものに限る。)</p> <p>(17) 機船船びき網漁業海面において機船船びき網により行う漁業</p> <p>(18) かにかご漁業海面においてかにかごにより行う漁業(動力漁船を使用するものに限る。)</p> <p>(20) つぶかご漁業海面においてつぶかごにより行う漁業(動力漁船を使用するものに限る。)</p> <p>(21) かご漁業海面においてかごにより行う漁業(動力漁船を使用するものに限る、第1号及び前3号に掲げる漁業を除く。)</p> <p>(23) かじき等流し網漁業海面においてかじき等流し網により行う漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。第9条第1項第3号において「取締省令」という。))別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域においてかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とし、総トン数10トン以上の動力漁船を使用するものに限る。)</p> <p>(24) いるか突棒漁業海面においているか突棒により行う漁業</p> <p>(25) 小型まき網漁業海面において小型まき網により行う漁業(総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。)</p> <p>(26) こぎびき網漁業海面においてこぎびき網により行う漁業(動力漁船を使用するものに限る。)</p> <p>(27) 火光を利用する敷き網漁業海面において火光を利用し敷き網により行う漁業(第10号に掲げる漁業を除く。)</p> <p>(30) 潜水器漁業海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業</p>
審査基準	<p>1 北海道漁業調整規則第10条(許可又は起業の認可をしない場合) 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合</p> <p>2 たこ漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い</p>
標準処理期間	<p>総期間 20日・月(注:休日は含まない。)</p> <p>経由期間 日・月</p> <p>協議機関 日・月</p> <p>処分期間 20日・月</p>
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	北海道漁業調整規則
根拠条項	法第57条第1項 第5条第1項第14号
許可等の種類	漁業の許可(小型さけ・ますはえ縄漁業)
法令の定め	漁業法第57条第1項 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。  北海道漁業調整規則第5条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第1号から第5号まで、第7号から第9号まで、第18号から第21号まで、第28号及び第29号に掲げるものにあつては、組合員行使権者が営む組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	1 北海道漁業調整規則第10条(許可又は起業の認可をしない場合) 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 2 各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 28日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 18日・月 協議機関 日・月 処分期間 10日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 国際漁業係(電話番号:内線28-425) サケマス係(電話番号:内線28-376)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 国際漁業係(電話番号:内線28-425) サケマス係(電話番号:内線28-376)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第45条第2号及び第3号 規則第15条第1項第1号から第4号
許認可等の種類	継続の許可又は起業の認可
法令の定め	漁業法第45条第2号及び第3号(第58条読替後) 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。 二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。  北海道漁業調整規則第15条第1項第1号から第4号 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。 (1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。 (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
審査基準	○北海道漁業調整規則 (許可又は起業の認可をしない場合) 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
標準処理期間	総期間 20日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 11 月 1 日作成)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第45条第2号及び第3号 規則第15条第1項第1号から第4号
許可等の種類	継続の許可又は起業の認可 (道外に住所を有する者)
法令の定め	漁業法第45条第2号及び第3号(第58条読替後) 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。 二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。  北海道漁業調整規則第15条第1項第1号から第4号 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。 (1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。 (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。 (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
審査基準	○北海道漁業調整規則 (許可又は起業の認可をしない場合) 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
標準処理期間	総期間 58日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 38日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
申請先等	関係都府県
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)



(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

備	考

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第47条 規則第17条第1項
許認可等の種類	変更の許可 (小型さけ・ます流し網漁業、小型さけ・ますはえ縄漁業)
法令の定め	漁業法第47条(第58条読替後) 知事許可漁業の許可を受けた者が、第四十二条第一項の規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。  北海道漁業調整規則第17条第1項 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第12条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 28日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 18日・月 協議機関 日・月 処分期間 10日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 国際漁業係(電話番号:内線28-425) サケマス係(電話番号:内線28-376)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 国際漁業係(電話番号:内線28-425) サケマス係(電話番号:内線28-376)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第47条 規則第17条第1項
許可等の種類	変更の許可 (かに固定式刺し網漁業、かにかご漁業(くりがにかご漁業を除く。)及びえびかご漁業のうち、漁業時期及び船舶の総トン数に係る事項の変更を除く。)
法令の定め	漁業法第47条(第58条読替後) 知事許可漁業の許可を受けた者が、第四十二条第一項の規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。  北海道漁業調整規則第17条第1項 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第12条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 28日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 18日・月 協議機関 日・月 処分期間 10日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第47条 規則第17条第1項
許可等の種類	変更の許可 (道外に住所を有する者が行う次の漁業～さんま棒受け網漁業、いか釣り漁業、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業)
法令の定め	漁業法第47条(第58条読替後) 知事許可漁業の許可を受けた者が、第四十二条第一項の規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。  北海道漁業調整規則第17条第1項 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第12条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 58日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 38日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
申請先等	関係都府県
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第47条 規則第17条第1項
許認可等の種類	変更の許可 (漁業法第57条第1項に基づく漁業及び北海道海面漁業調整規則第5条に基づく漁業のうち、取扱いを定めていない漁業)
法令の定め	北海道漁業調整規則第17条第1項 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第12条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため、設定しない。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月(注: 休日は含まない) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線28-370) サケマス係(電話番号: 内線28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線28-416) 国際漁業係(電話番号: 内線28-425)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線28-370) サケマス係(電話番号: 内線28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線28-416) 国際漁業係(電話番号: 内線28-425)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第47条 規則第17条第1項
許認可等の種類	変更の許可 (中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、たこ漁業、ほっけ固定式刺し網漁業、めぬけ固定式刺し網漁業、にしん固定式刺し網漁業、すけとうだら固定式刺し網漁業、たら固定式刺し網漁業、かれい固定式刺し網漁業、きちじ固定式刺し網漁業、さんま棒受け網漁業、さんま流し網漁業、はえ縄漁業、すけとうだらはえ縄漁業、きちじはえ縄漁業、いか釣り漁業、機船底びき網漁業、かにかご漁業(くりがにかご漁業に限る。)、つぶかご漁業、かご漁業(かに又はえびを対象とするかご漁業を除く。)、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業、小型まき網漁業、こぎびき網漁業、火光を利用する敷き網漁業及び潜水器漁業に係る変更、かに固定式刺し網漁業、かにかご漁業(くりがにかご漁業を除く。)及びえびかご漁業のうち漁業時期及び船舶の総トン数に係る事項の変更に限る。)
法令の定め	漁業法第47条(第58条読替後) 知事許可漁業の許可を受けた者が、第四十二条第一項の規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。  北海道漁業調整規則第17条第1項 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第12条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	1 北海道漁業調整規則第10条(許可又は起業の認可をしない場合) 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 2 各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 20日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第38条 規則第7条
許認可等の種類	起業の認可 (小型さけ・ます流し網漁業、小型さけ・ますはえ縄漁業)
法令の定め	漁業法第38条(第58条読替後) 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき都道府県知事の認可を受けることができる。 北海道漁業調整規則第7条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。
審査基準	1 北海道漁業調整規則第10条(許可又は起業の認可をしない場合) 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 2 各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 28日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 18日・月 協議機関 日・月 処分期間 10日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 国際漁業係(電話番号:内線28-425) サケマス係(電話番号:内線28-376)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 国際漁業係(電話番号:内線28-425) サケマス係(電話番号:内線28-376)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第38条 規則第7条
許認可等の種類	起業の認可 (かに固定式刺し網漁業、かにかご漁業(くりがかご漁業を除く。)及びえびかご漁業)
法令の定め	漁業法第38条(第58条読替後) 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき都道府県知事の認可を受けることができる。  北海道漁業調整規則第7条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。
審査基準	1 北海道漁業調整規則第10条(許可又は起業の認可をしない場合) 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 2 各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 28日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 18日・月 協議機関 日・月 処分期間 10日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第38条 規則第7条
許可等の種類	起業の認可 (道外に住所を有する者が行う次の漁業～さんま棒受け網漁業、いか釣り漁業、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業)
法令の定め	漁業法第38条(第58条読替後) 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき都道府県知事の認可を受けることができる。  北海道漁業調整規則第7条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。
審査基準	1 北海道漁業調整規則第10条(許可又は起業の認可をしない場合) 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 2 各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 58日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 38日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
申請先等	関係都府県
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第38条 規則第7条
許認可等の種類	起業の認可 (漁業法第57条第1項に基づく漁業のうち取扱いを定めていない漁業)
法令の定め	漁業法第38条(第58条読替後) 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき都道府県知事の認可を受けることができる。 北海道漁業調整規則第7条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。
審査基準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため、設定しない。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課 関係都府県
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 北海道漁業調整規則
根拠条項	法第58条で準用する第38条 規則第7条
許認可等の種類	起業の認可 (たこ漁業、ほっけ固定式刺し網漁業、めめけ固定式刺し網漁業、にしん固定式刺し網漁業、すけとうだら固定式刺し網漁業、たら固定式刺し網漁業、かれい固定式刺し網漁業、きちじ固定式刺し網漁業、さんま棒受け網漁業、さんま流し網漁業、はえ縄漁業、すけとうだらはえ縄漁業、きちじはえ縄漁業、いか釣り漁業、機船船びき網漁業、かにかご漁業(くりがにかご漁業に限る。)、つぶかご漁業、かご漁業(かに又はえびを対象とするかご漁業を除く。)、かじき等流し網漁業、いるか突棒漁業、小型まき網漁業、こぎびき網漁業、火光を利用する敷き網漁業及び潜水器漁業)
法令の定め	漁業法第38条(第58条読替後) 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき都道府県知事の認可を受けることができる。  北海道漁業調整規則第7条 許可を受けようとする者であつて現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。
審査基準	1 北海道漁業調整規則第10条(許可又は起業の認可をしない場合) 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 2 各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
標準処理期間	総期間 20日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第69条第1項
許可等の種類	漁業の免許
法令の定め	漁業法第69条第1項 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。
審査基準	事案ごとの裁量が大きく、申請の内容等により個別の判断が必要であり、審査基準を設定することが困難であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 53 日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 10 日・月 協議機関 日・月 処分期間 43 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第72条第6項
許可等の種類	団体漁業権の共有請求の認可
法令の定め	漁業法第72条第6項 第二項(第四項において準用する場合を含む。)の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が団体漁業権の内容たる漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に当該団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者であった者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受けて、当該免許を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該団体漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第七十九条第一項の規定は、適用しない。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月(注: 休日は含まない) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第76条第1項
許可等の種類	漁業権の分割又は変更の免許
法令の定め	漁業法第76条第1項 漁業権を分割し、又は変更しようとする者は、都道府県知事に申請して、その免許を受けなければならない。
審査基準	事案ごとの裁量が大きく、申請の内容等により個別の判断が必要であり、審査基準を設定することが困難であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 53 日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 10 日・月 協議機関 日・月 処分期間 43 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第78条第2項
許認可等の種類	個別漁業権を目的とする抵当権設定の認可
法令の定め	漁業法第78条第2項 個別漁業権を目的とする抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 43 日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 10 日・月 協議機関 日・月 処分期間 33 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第79条第1項
許認可等の種類	個別漁業権の移転の認可
法令の定め	漁業法第79条第1項 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的とすることができない。ただし、個別漁業権については、滞納処分による場合、先取特権者若しくは抵当権者がその権利を実行する場合又は次条第二項の通知を受けた者が譲渡する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、この限りでない。
審査基準	事案ごとの裁量が大きく、申請の内容等により個別の判断が必要であり、審査基準を設定することが困難であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 43 日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 10 日・月 協議機関 日・月 処分期間 33 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第88条第1項
許認可等の種類	休業中の漁業の許可
法令の定め	漁業法第88条第1項 前条の休業中においては、第七十二条第一項に規定する適格性を有する者は、第六十八条の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該休業中の個別漁業権の内容たる漁業を営むことができる。
審査基準	事案ごとの裁量が大きく、申請の内容等により個別の判断が必要であり、審査基準を設定することが困難であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 43 日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 10 日・月 協議機関 日・月 処分期間 33 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号: 内線 28-370) サケマス係(電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第88条第5項
許可等の種類	漁業権行使停止中の漁業の許可
法令の定め	漁業法第88条第5項 前各項の規定は、第九十二条第二項の規定に基づく処分により個別漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該個別漁業権の内容たる漁業を営もうとする場合について準用する。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月 (注: 休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係 (電話番号: 内線 28-370) サケマス係 (電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係 (電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係 (電話番号: 内線 28-370) サケマス係 (電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係 (電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第106条第7項
許可等 の種類	漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可
法令の定め	漁業法第106条第7項 行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
審査基準	漁業権行使規則策定上の留意事項
標準処理期間	総期間 20日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第106条第9項
許可等の種類	漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更・廃止の認可
法令の定め	漁業法第106条第9項 第四項から第六項までの規定は漁業権行使規則の変更又は廃止について、第七項の規定は行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は行使規則の変更について準用する。この場合において、第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。
審査基準	漁業権行使規則策定上の留意事項
標準処理期間	総期間 20日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第124条第1項
許可等の種類	水産資源の保存及び管理に関する協定の認定
法令の定め	漁業法第124条第1項 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（第7条第2項に規定する管理区分をいう。）における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係（電話番号：内線 28-361）
申請先等	水産林務部水産局漁業管理課資源管理係
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係（電話番号：内線 28-361）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 漁業法施行令
根拠条項	第125条第2項(法) 第10条第1項(政令)
許認可等の種類	水産資源の保存及び管理に関する協定の変更の認定
法令の定め	漁業法第125条第2項 前項に規定するもののほか、協定の認定(協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に関し必要な事項は、政令で定める。 漁業法施行令第10条第1項 認定協定(法第126条第1項に規定する認定協定をいう。以下この条において同じ。)に参加している者は、当該認定協定において定めた事項について変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、法第124条第1項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事から当該変更の内容が適当である旨の認定を受けなければならない。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 日・丹(注:休日は含まない。) 経由期間 日・丹 協議機関 日・丹 処分期間 水産林務部水産局漁業管理課資源管理係 日・丹
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係(電話番号:内線28-361)
申請先等	水産林務部水産局漁業管理課資源管理係
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係(電話番号:内線28-361)
備考	

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 11 月 1 日作成)

法令名	漁業法 漁業法施行規則
根拠条項	法第 132 条第 1 項及び第 2 項第 4 号 施行規則第 41 条及び第 42 条第 1 項
許認可等の種類	特定水産動植物の採捕の許可 (2 以上の総合振興局等沖合海域での採捕又は道外に住所を有する者が行う採捕を除く。)
法令の定め	漁業法第 132 条第 1 項及び第 2 項第 4 号 何人も、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第四号及び第百八十九条において同じ。）を採捕してはならない。 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 四 前三号に掲げる場合のほか、当該特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として農林水産省令で定める場合  漁業法施行規則第 41 条 法第百三十二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。 一 うなぎの稚魚（全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。） 二 あわび 三 なまこ 漁業法施行規則第 42 条第 1 項 法第百三十二条第二項第四号の農林水産省令で定める場合は、試験研究又は教育実習のため特定水産動植物を採捕することについて農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた者が、当該特定水産動植物を採捕する場合とする。
審査基準	特定水産動植物採捕許可取扱要領
標準処理期間	総 期 間 20 日・丹（注：休日は含まない。） 経 由 期 間 日・丹 協 議 機 関 日・丹 処 分 期 間 20 日・丹
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法 漁業法施行規則
根拠条項	法第132条第1項及び第2項第4号 施行規則第41条及び第42条第1項
許認可等の種類	特定水産動植物の採捕の許可 (2以上の総合振興局等沖合海域での採捕又は道外に住所を有する者が行う採捕に限る。)
法令の定め	漁業法第132条第1項及び第2項第4号 何人も、特定水産動植物(財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるものをいう。次項第四号及び第百八十九条において同じ。)を採捕してはならない。 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 四 前三号に掲げる場合のほか、当該特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として農林水産省令で定める場合  漁業法施行規則第41条 法第百三十二条第一項の農林水産省令で定める水産動植物は、次に掲げるものとする。 一 うなぎの稚魚(全長十三センチメートル以下のうなぎをいう。) 二 あわび 三 なまこ 漁業法施行規則第42条第1項 法第百三十二条第二項第四号の農林水産省令で定める場合は、試験研究又は教育実習のため特定水産動植物を採捕することについて農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた者が、当該特定水産動植物を採捕する場合とする。
審査基準	特定水産動植物採捕許可取扱要領
標準処理期間	総期間 28日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 18日・月 協議機関 日・月 処分期間 10日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370)
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第161条
許可等の種類	他人の土地の使用等の許可
法令の定め	漁業法第161条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、次に掲げる目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地を使用し、又は立木竹若しくは土石の除去を制限することができる。この場合において、都道府県知事は、当該土地、立木竹又は土石につき所有権その他の権利を有する者にその旨を通知し、かつ、公告するものとする。 ～以下の各号省略～
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月(注：休日は含まない) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号：内線28-370) サケマス係(電話番号：内線28-376) 遊漁内水面係(電話番号：内線28-416)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号：内線28-370) サケマス係(電話番号：内線28-376) 遊漁内水面係(電話番号：内線28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第162条
許可等の種類	他人の土地に立ち入って漁業を営む許可
法令の定め	漁業法第162条 漁業者は、必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、特別の用途のない他人の土地に立ち入って漁業を営むことができる。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月 (注: 休日は含まない) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係 (電話番号: 内線 28-370) サケマス係 (電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係 (電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係 (電話番号: 内線 28-370) サケマス係 (電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係 (電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第163条
許可等の種類	漁業に関する測量等のための他人の土地への立入り等の許可
法令の定め	漁業法第163条 漁業に関する測量、実地調査又は前二条の目的のために必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去することができる。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月 (注: 休日は含まない) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係 (電話番号: 内線 28-370) サケマス係 (電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係 (電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係 (電話番号: 内線 28-370) サケマス係 (電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係 (電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第165条第1項
許認可等の種類	土地又は土地の定着物の使用権設定に係る協議の認可
法令の定め	漁業法第165条 漁業者、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、土地又は土地の定着物が海草乾場、船揚場、漁舎その他漁業上の施設として利用することが必要かつ適当であつて他のものをもつて代えることが著しく困難であるときは、都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに関して権利を有する者に対し、これを使用する権利（次条において「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係（電話番号：内線 28-370） サケマス係（電話番号：内線 28-376） 遊漁内水面係（電話番号：内線 28-416）
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係（電話番号：内線 28-370） サケマス係（電話番号：内線 28-376） 遊漁内水面係（電話番号：内線 28-416）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第165条第4項
許認可等の種類	使用権設定の協議に係る土地の形質変更等の許可
法令の定め	漁業法第165条第4項 前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物の所有者その他これに関して権利を有する者は、第一項の協議が調うまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼすおそれがない場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは収去することができない。ただし、その協議が調わない場合において、次条第一項ただし書の期間内に同項の裁定の申請がないときは、この限りでない。
審査基準	処分先例がないことから審査基準を設定できていないため、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難である。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月 (注: 休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係 (電話番号: 内線 28-370) サケマス係 (電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係 (電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係 (電話番号: 内線 28-370) サケマス係 (電話番号: 内線 28-376) 遊漁内水面係 (電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第170条第1項
許認可等の種類	遊漁規則設定の認可
法令の定め	漁業法第170条第1項 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	申請の内容等により個別の判断が必要であり、一般的な審査基準を定めることが不相当であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 53 日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 10 日・月 協議機関 日・月 処分期間 43 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 遊漁内水面係（電話番号：内線 28-416）
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産（林務）課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 遊漁内水面係（電話番号：内線 28-416）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	漁業法
根拠条項	第170条第3項
許可等の種類	遊漁規則変更の認可
法令の定め	漁業法第170条第3項 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
審査基準	申請の内容等により個別の判断が必要であり、一般的な審査基準を定めることが不 適当であることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 53 日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 10 日・月 協議機関 日・月 処分期間 43 日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 遊漁内水面係(電話番号: 内線 28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	北海道漁業調整規則
根拠条項	第33条
許可等の種類	操業の制限：漁業の承認（さけ・ますを除く）
法令の定め	北海道漁業調整規則第33条第1項 何人も、別表第3に掲げる区域においては、漁業を営んではならない。ただし、法第57条第1項の許可又は船舶ごとに知事の承認を受けて営む場合は、この限りでない。（以下、各項省略） （注）別表第3 北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線、次の各号の点を順次に結んだ線及び第22号の点から真方位160度の線以東の歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第1条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域を除いた水域（点1～22は省略）
審査基準	1 北海道漁業調整規則第10条（許可又は起業の認可をしない場合） 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。 （1）申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合 （2）その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合 2 貝殻島周辺海域におけるこんぶ漁業の承認に関する取扱方針
標準処理期間	総期間 20日・丹（注：休日は含まない。） 経由期間 日・丹 協議機関 日・丹 処分期間 20日・丹
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	北海道漁業調整規則
根拠条項	第50条第1項
許可等の種類	漁場内の岩礁破碎等の許可
法令の定め	北海道漁業調整規則第50条第1項 海面のうち第42条に規定する区域又は漁業権の存する漁場内において、岩礁、岩石若しくは沈船を破碎し、又は岩石若しくは土砂を採取（以下これらを「岩礁破碎等」という。）しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため、設定しない。
標準処理期間	総期間 20日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	（総合）振興局産業振興部水産課
申請先等	（総合）振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	（総合）振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	北海道漁業調整規則
根拠条項	第51条 第1項
許認可等の種類	砂れき等の採取許可
法令の定め	北海道漁業調整規則第51条第1項 内水面のうち漁業権の存する漁場内又は第37条第1項各号に掲げる保護水面の区域若しくは第41条第1項の表に規定する禁止区域において、砂れき、土又は岩石（以下「砂れき等」という。）を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	処分先例がなく、当面申請が見込まれないものであり、具体的な判断基準を定めるための検討資料が皆無のため、申請があった場合に検討することが適当と判断されることから、設定していない。
標準処理期間	総期間 未設定 日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	北海道漁業調整規則
根拠条項	第52条第1項及び第6項
許可等の種類	特別採捕許可又は特別採捕許可許可証の記載事項の変更の許可 (次の場合に限る。～保護水面又は資源保護水面での採捕、2以上の総合振興局等所管区域での採捕、道外に住所を有する者が行う採捕、さけ、ます、かに及びえびの採捕)
法令の定め	北海道漁業調整規則第52条第1項及び第6項 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)又は内水面における伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。 6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項について変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	特別採捕許可取扱要領
標準処理期間	総期間 28日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 18日・月 協議機関 日・月 処分期間 10日・月
処分担当課	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370) サケマス係(電話番号:内線28-376) 遊漁内水面係(電話番号:内線28-416)
申請先等	(総合)振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	水産林務部漁業管理課 漁業調整係(電話番号:内線28-370) サケマス係(電話番号:内線28-376) 遊漁内水面係(電話番号:内線28-416)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	北海道漁業調整規則
根拠条項	第52条第1項及び第6項
許可等の種類	特別採捕許可又は特別採捕許可許可証の記載事項の変更の許可 (次の場合を除く。～保護水面又は資源保護水面での採捕、2以上の総合振興局等所管区域での採捕、道外に住所を有する者が行う採捕、さけ、ます、かに及びえびの採捕)
法令の定め	北海道漁業調整規則第52条第1項 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)又は内水面における伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。 6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項について変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	特別採捕許可取扱要領
標準処理期間	総期間 20日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 20日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	海洋水産資源開発促進法
根拠条項	第13条 第1項
許可等の種類	資源管理協定が適当である旨の認定
法令の定め	海洋水産資源開発促進法第13条第1項 漁業者団体等は、一定の海域において海洋水産資源の利用の合理化を図るため、当該海域における海洋水産資源の自主的な管理に関する協定（以下「資源管理協定」という。）を締結し、当該資源管理協定が適当である旨の行政庁の認定を受けることができる。
審査基準	資源管理協定の認定に当たっては、次の基準に照らして審査する。 1 海洋水産資源開発促進法第3条に基づき農林水産大臣が定める海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針に合致すること 2 不当に差別的でないこと 3 関係法令等に違反するものでないこと 4 協定の対象となる漁業の種類ごとに当該協定の対象となる海域において当該種類の対象となる漁業を営む者の相当部分が当該協定に自ら参加し、又は当該協定に参加している団体の直接若しくは間接の構成員となっていること 5 資源管理協定に違反した場合の措置等が資源管理協定に参加している漁業団体等に過重な負担を課すものでないこと
標準処理期間	総期間 45日・月（注：休日は含まない。） 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 45日・月
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係（電話番号：内線28-361）
申請先等	水産林務部水産局漁業管理課資源管理係
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係（電話番号：内線28-361）
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	海洋水産資源開発促進法施行令
根拠条項	第9条 第1項
許可等の種類	認定資源管理協定変更の認定
法令の定め	海洋水産資源開発促進法施行令第9条第1項 認定資源管理協定に参加している漁業者団体等は、認定資源管理協定において定めた事項について変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。
審査基準	資源管理協定変更の認定に当たっては、次の基準に照らして審査する。 1 海洋水産資源開発促進法第3条に基づき農林水産大臣が定める海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針に合致すること 2 不当に差別的でないこと 3 関係法令等に違反するものでないこと 4 協定の対象となる漁業の種類ごとに当該協定の対象となる海域において当該種類の対象となる漁業を営む者の相当部分が当該協定に自ら参加し、又は当該協定に参加している団体の直接若しくは間接の構成員となっていること 5 資源管理協定に違反した場合の措置等が資源管理協定に参加している漁業団体等に過重な負担を課すものでないこと
標準処理期間	総期間 45 日・月 (注：休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 45 日・月
処分担当課	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係 (電話番号：内線 28-361)
申請先等	水産林務部水産局漁業管理課資源管理係
問い合わせ先	水産林務部水産局漁業管理課 資源管理係 (電話番号：内線 28-361)
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	水産資源保護法
根拠条項	第22条第1項
許可等の種類	水産資源保護法に基づき指定された保護水面区域内で行う工事の許可
法令の定め	水産資源保護法 第22条第1項 保護水面の区域内で埋立若しくは浚渫の工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事を行う者は、知事の許可を受けなければならない。
審査基準	保護している水産動植物に対する影響により、許可の判断を行っている。
標準処理期間	総期間 40 日・月 (注：休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 40 日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律
根拠条項	第5条
許可等の種類	遊漁船業者の登録
法令の定め	遊漁船業の適正化に関する法律 第3条(遊漁船業者の登録) 遊漁船業を営もうとする者は、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 第4条(登録の申請) 前条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。以下「遊漁船業者の登録」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。(以下略) 第5条(登録の実施) 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。(以下略)
審査基準	設定 (「遊漁船業の適正化に関する法律事務取扱要領」(平成15年8月27日付け漁指第210号))
標準処理期間	総期間 10日・月(注:休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 10日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月1日作成)

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律
根拠条項	第6条
許可等の種類	遊漁船業者の登録の拒否
法令の定め	遊漁船業の適正化に関する法律 第6条(登録の拒否) 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一～九 略 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
審査基準	設定 (「遊漁船業の適正化に関する法律事務取扱要領」(平成15年8月27日付け漁指第210号))
標準処理期間	総期間 10日・月(注: 休日は含まない。) 経由期間 日・月 協議機関 日・月 処分期間 10日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産(林務)課
備考	

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 3 年 11 月 1 日作成)

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律
根拠条項	第 20 条
許可等の種類	遊漁船業団体の指定
法令の定め	遊漁船業の適正化に関する法律 第 20 条 (指定) 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、遊漁船業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同条各号に掲げる業務を行う者 (以下「遊漁船業団体」という。) として指定することができる。  省令第 15 条 (遊漁船業団体の指定の申請) 法第 20 条の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。(以下略)
審査基準	設定 (「遊漁船業の適正化に関する法律事務取扱要領」(平成 15 年 8 月 27 日付け漁指第 210 号))
標準処理期間	総期間 53 日・月 (注: 休日は含まない。) 経由期間 10 日・月 協議機関 20 日・月 処分期間 23 日・月
処分担当課	(総合) 振興局産業振興部水産 (林務) 課
申請先等	(総合) 振興局産業振興部水産 (林務) 課
問い合わせ先	(総合) 振興局産業振興部水産 (林務) 課
備考	